

放 開 し 施 校 利 り お の 用 学



長岡京市教育委員会

R7.4 改正

学校開放事業の趣旨

学校教育に支障のない範囲で学校体育施設及び専用施設を地域住民に開放し、子供の遊び場や青少年のスポーツの場及び地域住民のスポーツ・レクリエーションの場を確保することを目的として、市内全小中学校で実施しています。

各小中学校の使用団体等で構成される学校開放運営協議会の自主的な運営が行われており、学校開放運営協議会が単なるサークル活動の「場所とり」に終始するのではなく、各団体の情報交換の場、交流の場として利用し、サークル間での「横のつながり」を通して希薄になりつつある地域コミュニティの醸成を図る場となることが期待されています。

1. 団体登録

使用できる団体は、成人を責任者とする10人以上の団体（市内在住・在勤）です。

使用を希望する団体は、開放校の学校開放運営協議会に学校開放使用団体登録申請書を提出し登録します。

※年度毎に登録することが必要です。

2. 使用の手続き

使用の調整は開放校の学校開放運営協議会の調整会にて行われます。使用の申請は、学校施設使用許可申請書（別記様式第1号）を開放校の学校開放運営協議会に提出してください。

調整会終了後、空き施設がある場合は、開放校の学校開放運営協議会に申し込みしてください。

3. 使用許可

学校開放運営協議会が使用を許可した場合は、学校施設使用許可書（様式第3号）を交付します。

4. 使用許可の取り消し

使用を許可した場合でも、次の場合には許可を取り消すことがあります。

1. 開放施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じた場合。
2. 利用者が「使用上の注意事項」に違反する行為があったとき。

5. 使用料の納付

【施設使用料】は前納です。使用月の前月末までに納付してください。

区 分	使 用 料
体 育 館 武 道 場	3時間以内 500円
	3時間を超える場合 1,000円
運 動 場	3時間以内 200円
	3時間を超える場合 400円

※使用料は必ずこの表に指定する使用料を納付すること。

【空調施設使用料】

体育館及び武道場に空調整備が完了した学校から使用いただけます。

区 分	使 用 料
空調使用料	30分 100円 (ただし中学校体育館は半面分の料金)

空調を使用する際は、各施設にある課金盤にお支払いください。

お支払いは、コード決済（PayPayやd払いなど）、またはプリペイドカードをご利用いただけます。

プリペイドカードは文化・スポーツ振興課で販売しています。

（1枚3,000円）

●使用料納付時の注意点

- 納入者…使用する開放校名と団体名を正確に記入してください。
- 年 度…使用月が基準です。ただし、新年度利用分の使用料は新年度になってから納付してください。(例:R8年2月・3月(R7年度)の調整会で調整したR8年4月以降の使用分の料金は、R8年4月(R8年度)になってから納付する。納付済通知書には、8年度と記入)
- 金 額…学校施設使用許可申請書(別記様式第1号)に記入した金額を納入してください。

<記入例> ※納付済み通知書は正しく記入してください

20200004539002311211201 000101400100600100100000000001 0000000000007900000000000010000		納付済通知書													
(長岡)中学校区 (〇〇〇〇〇)様		 AZ020310004539002A													
令和2年度 所属 007900 文化・スポーツ振興室 会計 01 一般会計 款 14 項 01 目 06 節 01 細節 01 学校目的外使用料		<table><tr><td>金額</td><td>円</td></tr><tr><td>納期限</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>摘要</td><td>学校体育施設使用料 4 月分</td></tr><tr><td>発行日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>管理番号</td><td></td></tr><tr><td>領収済印</td><td></td></tr></table>		金額	円	納期限	令和 年 月 日	摘要	学校体育施設使用料 4 月分	発行日	令和 年 月 日	管理番号		領収済印	
金額	円														
納期限	令和 年 月 日														
摘要	学校体育施設使用料 4 月分														
発行日	令和 年 月 日														
管理番号															
領収済印															
26209 京都府 長岡京市 (自治体用)															

(長岡)中学校区 (〇〇〇〇〇)様		納付済通知書(控)													
令和2年度 所属 007900 文化・スポーツ振興室 会計 01 一般会計 款 14 項 01 目 06 節 01 細節 01 学校目的外使用料		<table><tr><td>金額</td><td>円</td></tr><tr><td>納期限</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>摘要</td><td>学校体育施設使用料 4 月分</td></tr><tr><td>発行日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>管理番号</td><td></td></tr><tr><td>領収済印</td><td></td></tr></table>		金額	円	納期限	令和 年 月 日	摘要	学校体育施設使用料 4 月分	発行日	令和 年 月 日	管理番号		領収済印	
金額	円														
納期限	令和 年 月 日														
摘要	学校体育施設使用料 4 月分														
発行日	令和 年 月 日														
管理番号															
領収済印															
26209 京都府 長岡京市 (金融機関用)															

(長岡)中学校区 (〇〇〇〇〇)様		納入通知書・領収書													
令和2年度 所属 007900 文化・スポーツ振興室 会計 01 一般会計 款 14 項 01 目 06 節 01 細節 01 学校目的外使用料		下記の金額を納期限までにお支払ください。													
下記の場所にてお支払ください。 長岡京市役所 または、下記金融機関 京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 リソナ銀行 みずほ銀行 近畿労働金庫 京都中央農協 池田泉州銀行 関西みらい銀行 三井住友信託銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 京滋信用組合		<table><tr><td>金額</td><td>円</td></tr><tr><td>納期限</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>摘要</td><td>学校体育施設使用料 4 月分</td></tr><tr><td>発行日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>管理番号</td><td></td></tr><tr><td>領収済印</td><td></td></tr></table>		金額	円	納期限	令和 年 月 日	摘要	学校体育施設使用料 4 月分	発行日	令和 年 月 日	管理番号		領収済印	
金額	円														
納期限	令和 年 月 日														
摘要	学校体育施設使用料 4 月分														
発行日	令和 年 月 日														
管理番号															
領収済印															
26209 京都府 長岡京市 (納入者用)		長岡京市長  上記金額を領収しました。													

6. 使用上の注意

学校施設は基本的に学校教育に用いられる施設であり、特別に貸し出しを行っているものであることを認識し、使用にあたっては注意事項を遵守し、快適に利用できるよう努めてください。

注意事項が守られない場合は、使用停止及び団体登録の抹消を行います。使用団体の構成員はもちろん、練習試合などで他団体が起こしたものであっても、許可を受けた団体に対して使用停止及び団体登録の抹消を行うこととなりますので、団体内のみならず、共同利用者にも注意を促してください。

●使用上の注意事項

1. 使用者は許可書を携帯し、許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
2. 施設、備品又は器具を滅失し、又はき損しないこと。
3. 所定の場所以外において火気を使用しないこと。（校内は原則禁煙）
4. 校内での飲食は禁止ですが、ゴミ等がでたらすべて持ち帰ってください。
5. 危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
6. 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
7. グラウンドでの金属スパイクは使用しないこと。
8. 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃の上、学校開放日誌（別記様式第8号）に記入し提出すること。
9. 使用目的以外に使用しないこと。
10. 使用時間は必ず守ること。使用は午後8時45分までとし、残りの時間で整備・清掃を行い午後9時には学校外に出て速やかに解散すること。
11. 自動車での来校は極力乗合とし、最低限とすること。
12. 自動車、自転車、バイクは指定の駐車位置に必ず置くこと。
13. 使用料の納付を速やかに行うこと。（ただし年度末の支払いは注意のこと）
14. その他学校教育の妨げになるような行為をしないこと。
15. 「長岡京市立学校施設開放事業実施要綱」及びこの学校開放のしおりに定める事項を遵守すること。

●使用上の責任

- ・学校開放事業活動中の事故は、教育委員会は一切その責任を負いません
- ・開放施設の設備などを滅失または棄損した場合、その損害費用を使用者に請求します。また、事故ある場合は速やかに学校並びに教育委員会に届け出てください

●小学校体育施設開放時間

		8 時 30 分	9 時	正 午	18 時 ～ 21 時 まで
運 動 場	平 日	学校運営（学校長権限）			夜間照明施設が ある場合は 市教育委員会利用
	土曜日	学校開放使用 （児童に対するプログラムサービスを 優先）		学校開放使用	
	日・祝日		学 校 開 放 使 用		
体 育 館	平 日	学校運営（学校長権限）			学校開放使用
	土曜日	学校開放使用 （児童に対するプログラムサービスを 優先）		学 校 開 放 使 用	
	日・祝日		学 校 開 放 利 用		
	学校休業日	平日・土曜日・日曜日・祝日に準じる（学校運営と調整の事）			
		8 時 30 分	9 時	正 午	18 時 ～ 21 時 まで

※土曜日の午前中については、児童に対するプログラムサービスを第一優先とする。子どもを支援する活動を優先とする。

※土曜日の午前中については、団体使用の場合においても、遊びに来ている児童などを排除しないよう努めること。

また、危険がないか注意すること。不慮の事故が起こった場合は、適切に対処すること。

※安全管理指導員の指示に従うこと。

※土曜日のグラウンド・体育館の使用については、放課後児童クラブは午前8時30分から、学校開放は9時からとする。

※学校休業日は学校運営と調整のこと。

※夏季・冬季等の休業期間中の学校業務休止日（8月10日～16日、12月28日～1月4日）については、1日使用不可とする。

●中学校体育施設開放時間

		9時	19時～21時まで
運動場	平日・土曜日	学校運営（学校長権限）	夜間照明施設がある場合は 市教育委員会使用
	日・祝日	学校開放使用（学校運営と調整の事）	
体育館・武道場	平日・土曜日	学校運営（学校長権限）	学校開放使用
	日・祝日	学校開放使用（学校運営と調整のこと）	
	学校休業日	平日・土曜日・日曜日・祝日に準じる	
		9時	19時～21時まで

※学校行事や地域の行事を優先とする。

※日・祝・学校休業日は学校運営と調整のこと。

※夏季・冬季等の休業期間中の学校業務休止日については、1日使用不可とする。

●特別警報、気象警報発表に伴う学校施設開放事業の対応について

特別警報、気象警報発表時の対応について、学校施設開放事業では、使用者の安全を最優先にし、次のような対応をお願いします。

長岡京市に特別警報が発表された場合、その時点でグラウンド・体育館（武道場含む）は使用不可とします。

なお、解除された場合においても、学校施設の取り扱いは学校運営の基準に準じるものとし、その内容は下表のとおりとします。

また、避難所となっている学校施設については、避難所指定が解除されるまで使用不可とします。

午前7時までに解除された場合	特別警報が解除されていても、引き続き午前7時以降も大雨・洪水・暴風・大雪いずれかの警報が発表されている場合は、1日使用不可。
午前7時現在も発表中の場合	午前7時以降に特別警報が解除された場合でも1日使用不可。
学校施設が避難所に指定された場合	避難所指定が解除されるまで使用不可。

長岡京市に気象警報が発表された場合、その時点でグラウンド・体育館（武道場含む）は使用不可とします。

なお解除された場合の取り扱いは、下表のとおりとします。

午前7時までに解除された場合	平常どおり使用可
午前7時から午前10時までに解除された場合	午前12時から使用可
午前10時から午後1時までに解除された場合	午後3時から使用可
午後1時から午後4時までに解除された場合	午後6時から使用可
午後4時を過ぎても解除されない場合	使用不可

※ただし、警報解除となった場合でも、グラウンドコンディションが非常に悪い場合は、使用しないでください。

学校施設は災害時の一般避難所となっています。気象警報の発表により、指定避難所として開設する可能性が高いため、学校開放は一律に使用を不可とします。（R2年度から大雨警報が発表された場合においても、学校開放は中止となっています。）

警報等の情報は、気象庁又は長岡京市のホームページで確認してください。

●光化学スモッグ注意報の発表に伴う学校施設開放事業の対応

乙訓地域で光化学スモッグ注意報が発表された場合、長岡京市役所及び長岡第七小学校より以下のような霧笛が吹鳴されます。

注意報発表時（2回繰り返し）

20秒吹鳴	2秒休	20秒吹鳴
-------	-----	-------

解除時（2回繰り返し）

10秒吹鳴	1秒休	10秒吹鳴
-------	-----	-------

光化学スモッグ注意報が発表されても原則中止扱いにはしませんが、以下のことに注意してください。

- ・ 注意報が発表された場合、屋外で活動している団体は活動を中断し、屋内や木陰に避難する
- ・ 少年団など子供が参加している場合特に注意する
- ・ 目がチカチカする、喉の痛みなどの症状があらわれた場合は洗眼やうがいをし、症状がひどい場合は医療機関で診療を受ける
- ・ 車やバイクの移動は避ける

●PM2.5注意喚起の発表に伴う学校施設開放事業の対応について

PM2.5注意喚起が発表された場合、以下の方法によって周知されます。

- ・ 広報車による市内巡回広報
- ・ 公共施設等への掲示による周知
- ・ 市ホームページに掲載

発表時間の目安は

- ①午前7時～午前8時台
- ②午後1時～午後2時台

PM2.5注意喚起が発表されても中止扱いにはしませんが、以下のことに注意してください。

- ・ 屋外活動を控える。
- ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。
- ・ 屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- ・ 呼吸器系や循環器系疾患のある人、お年寄り、子ども等は体調に応じてより慎重に行動する。

●屋外グラウンドでの活動中の落雷事故の防止対策について

屋外グラウンドの活動中に落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所に避難するなど、安全確保を最優先として常に留意してください。

また、落雷事故防止のため、下記事項を事前に良く調べたうえで屋外グラウンドでの活動を行ってください。

①当日の天気予報（特に大雨や雷雲などについて）

②避難場所の確認

落雷被害を避けるための予知方法について「雷から身を守るには一安全対策Q&A一改訂版」（日本大気電気学会編 平成13年発行）より、以下、要約して掲載します。

- ・どのような方法でも発生、接近の正確な予測は困難なため、早めに安全な場所（建物、自動車の内部）へ避難すること。
- ・モクモクと発達した一群の入道雲は落雷の危険信号である。雷雲が近づくときは、多くの場合は突風が吹くとともに気温が下がり、やがて激しい雨が降る。
- ・雷鳴はかすかでも危険信号であるので、雷鳴が聞こえる時は、すぐに安全な場所に避難すること。雷鳴が聞こえなくても雨も降っていない時、突然落雷が発生する場合もあるので、雷鳴だけで雷の発生や接近を判断するのは危険である。
- ・雷鳴が遠ざかって雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいはまだその雷雲から落雷の危険がありますので、安全な場所で待機する。
- ・自動車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全。本格的な木造建築の内部も普通の落雷に対しては安全である。しかし、テントやトタン屋根の仮小屋の中は、屋外と同様に雷の被害を受ける危険がある。

●ドクターヘリ要請時の対応について

小・中学校の屋外グラウンドはドクターヘリの場外離着陸場となっております。

ドクターヘリの着陸要請があった場合は、利用している団体には、一時中断していただくことになりますが、人命救助を最優先し、着陸の受入にご理解・ご協力をお願いいたします。

ドクターヘリの要請がある時間帯は、午前8時30分から日没30分前までです。

グラウンドの利用は原則、土曜・日曜・祝日のため、要請がある場合は、乙訓消防組合が直接現地に來られて使用可否の判断をします。

《様式集》

学校開放使用団体登録申請書

令和 年 月 日

_____小・中学校区学校開放運営協議会 様

長岡京市立学校開放事業実施要綱を遵守することを誓約し、次のとおり団体登録の申請をいたします。

団体名		責任者	住 所 長岡京市 氏 名 TEL
調整会担当者とその緊急連絡先	住 所 長岡京市 氏 名 TEL —		
	住 所 長岡京市 氏 名 TEL —		
会 員	人		
会 費	月 円 有・無 年 円	会 則	有 ・ 無
活動内容 及び 特記事項			
体育館の鍵保管者	住 所 長岡京市 氏 名 TEL —		

※記載されました個人情報につきましては、学校開放事務以外には使用いたしません

会 員 名 簿

No.	氏 名	住 所	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 成人の方は年齢欄に○と記入いただいて結構です（高校生除く）。

※ 市外在住で長岡京市内在勤の方は、勤務先の所在地・勤務先名を記入してください（再掲）。

No.	氏 名	勤務先所在地	勤務先名
1		長岡京市	
2		長岡京市	
3		長岡京市	
4		長岡京市	
5		長岡京市	

学校施設使用許可申請書

令和 年 月 日

長岡京市教育委員会 様

三枚複写となっています

団 体 名 長岡京市〇〇クラブ

責任者住所 長岡京市開田1-1-1

責任者氏名 長岡 太郎

下記のとおり使用したいので、申請します。

記

※許可番号	使 用 日 時	学 校 名	施 設 名	使用目的	人 数
	4月 1日（月） 19時00分 ～ 21時00分	長岡中学校	体育館	〇〇の練習	10名
	4月 8日（月） 19時00分 ～ 21時00分	長岡中学校	体育館	〇〇の練習	10名
	4月15日（月） 19時00分 ～ 21時00分	長岡中学校	体育館	〇〇の練習	10名
	4月22日（月） 19時00分 ～ 21時00分	長岡中学校	体育館	〇〇の練習	10名
	月 日（ ） 時 分 ～ 時 分				
	月 日（ ） 時 分 ～ 時 分				
	月 日（ ） 時 分 ～ 時 分				

（※は記入しないこと。）

〇月〇日使用不可であった
為、500円還付しました。

（長岡京市教育委員会保管）

還付等があった場合は、必ずそ
の旨を記入してください。

金 額
2,000 円

金 額 ま
で 記 入
し て く

学校施設使用許可書（兼領収書）（控）

令和 年 月 日

長岡京市教育委員会

团体名

責任者住所

責任者氏名 様

申請のあった学校施設使用について、条件を付して許可します。

記

[illegible]

上記の使用料を領収しました。

金 額	領 収 印
円	

(学校開放運営協議会保管)

学校施設使用許可書（兼領収書）

令和 年 月 日

長岡京市教育委員会

団 体 名

責任者住所

責任者氏名 様

申請のあった学校施設使用について、条件を付して許可します。

記

※許可番号	使 用 日 時	学 校 名	施 設 名	使用目的	人 数
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 時 分 ~ 時 分				

上記の使用料を領収しました。

金 額	領 収 印
円	

許可条件

- 1 学校行事や公共の用に供するため許可を取り消す場合があること。
- 2 施設は、学校教育との共用施設であり、学校教育に支障が発生することのないよう万全の配慮をもって使用すること。
- 3 使用目的以外に使用しないこと。
- 4 施設を他の者に使用させないこと。
- 5 許可を受けた時間を厳守すること。
- 6 施設又はその附属物を汚損又は損傷しないこと。
- 7 使用後は、必ず原状回復、清掃等を行うとともに学校開放日誌に記入すること。

学 校 開 放 日 誌

許可番号	指導員

使 用 日	年 月 日 ()			
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
団 体 名				
記 入 者 氏 名	TEL			
使 用 施 設 名				
活 動 内 容				
参 加 人 数	人			
特 記 事 項				
確 認 事 項	点 検 項 目	チェック	点 検 項 目	チェック
	清掃（掃く・拭く）		忘れ物の有無	
	ゴミの持ち帰り		施設の施鍵	
	火気の後始末		教室・廊下の消灯	
	ガスの元栓		トイレの消灯	
	机・いす等の整頓		鍵の返却	
	使用備品等の返却		指導員への報告	
指 導 員 欄				

長岡京市教育委員会
文化・スポーツ振興課 スポーツ振興係
☎075-955-9735 FAX075-955-3150
E-mail bunka-sports @city.nagaokakyo.lg.jp